

消費者の安全・安心な暮らしのための重点施策2018-19

経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)

消費者の安全・安心を確保するため、成年年齢引下げを見据えた未成年への消費者教育の強化や高齢者等の見守りネットワーク構築、内部通報制度に係る認証制度の導入による事業者のガバナンスの強化、HACCPに沿った衛生管理の推進等による食の安全の確保、遺伝子組換え食品の表示基準等の充実を進めるとともに、食品ロスの削減に向け、国、地方自治体、事業者、消費者などの様々な関係者が連携した国民運動の推進やICT活用等による民間企業の取組の促進等を図る。

第196回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成30年1月22日)

成人年齢を十八歳に引き下げの中で、消費者契約法を改正し、若者などを狙った悪質商法の被害を防ぎます。

「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向け、

1. 政策課題に対応した消費者行政の充実・強化するとともに、
2. SDGsの推進や、
3. 生命身体の安全・安心の確保、
4. 消費者庁の体制基盤の整備等、を行う。

1. 政策課題に対応した消費者行政の充実・強化

(1) 消費者行政体制の強化

- ① 地方消費者行政の充実・強化
- ② 消費者行政新未来創造プロジェクトの推進(プロジェクトの成果の全国展開、基礎的調査研究の推進等)
- ③ 新たな消費者問題への対応(仮想通貨、ギャンブル等依存症対策等)
- ④ 食品表示制度の推進・普及に向けた取組強化
- ⑤ 物価関連対策の着実な実施(消費税増税の円滑な実施等)

(2) 若年者・高齢者等の安全・安心の確保

- ① 成年年齢引下げに向けた若年者への消費者教育の推進
- ② 高齢者の見守りネットワーク構築の推進
- ③ 訪日外国人6千万人時代に向けた消費生活相談体制整備

(3) 法執行機能の強化

- ① 確実な法執行・制度運用のための体制の維持・強化
- ② 公益通報者保護制度の実効性向上のための体制整備
- ③ 悪質事案に係る確実な被害回復の取組(特定適格消費者団体による消費者の被害回復等)

2. SDGsの推進(持続可能な消費の推進、国際化への対応等)

- ① 消費者被害防止等のための国際連携強化
- ② 食品ロスの削減に係る取組の一層の推進
- ③ 消費者志向経営の推進

3. 生命身体の安全・安心の確保

- ① 事故情報の収集及び類型化等による分析の深化
- ② 子どもや高齢者の事故防止に係る注意喚起・情報提供の充実による消費者に対する発信力の強化
- ③ 地方公共団体等によるリスクコミュニケーションの実施支援や科学的根拠に乏しい食品安全に関する情報への対応強化

4. 消費者庁の体制基盤の整備等

- ① セキュリティ強化や働き方改革等に資する情報システムの整備
- ② 公文書管理体制の強化
- ③ 働き方改革による効率的・効果的な業務執行体制の確立